

# 「大阿蘇火の山まつり」出店申込書

令和4年 月 日

大阿蘇火の山まつり実行委員会  
委員長 杉本素一様

申請者

住 所

氏 名

印

生年月日

電話番号

「大阿蘇火の山まつり」に出店したいので、下記のとおり申請します。

記

出店場所	阿蘇市総合センター多目的広場芝生周辺において実行委員会が指定する場所
出店期間	令和4年8月20日(土)
出店時間	15:00～20:30まで
商品名 (価格)	
出店形態	ブース利用 ・ キッチンカー ※いずれかに○をお願いします。
出店数	ブース (最大2ブースまで申し込み可能)
使用電力量 (W)	W
火気の使用	有 ・ 無
現 場 責任者	住 所 : 氏 名 : 携帯番号 :
搬入出車両 駐車・通行許可証 (1台まで)	有 ・ 無 ナンバー : 運転者名 : 携帯番号 :
備 考	・ 阿蘇市民であることが確認できる書類を添付すること ・ 従業員がいる場合には、名簿を添付すること

## 【出店の条件】

1. 令和4年7月1日現在において、満20歳以上の方かつ阿蘇市に住民票のある方。

## 【出店要項及び遵守事項】

- 出店料は1ブースにつき5,000円とする(2ブースの場合10,000円)。
- 最大2ブースまで出店申し込み可能とするが、出店申込者数に応じて、1ブースとなる場合がある。
- 出店申込者が定数を超えた場合は、過去の出店実績に関係なく抽選により出店者を決定する。

4. 出店の場所については、抽選により決定する。
5. 出店に係る道路使用許可申請は、実行委員会にて一括して行うものとし、申請手数料は徴収しない。
6. 販売に係る一切の行為は実行委員会が指定する場所で行い、その場所以外に荷物や出品物の陳列、休憩場所等を設置してはならない。
7. 特定商品営業許可等必要となる許認可については、必ず出店者が事前にその手続きを行うこと。（食品衛生法の営業許可等も同様）
8. 名義貸しによる出店行為は認めない。
9. 実行委員会からテント・電力・照明の提供を行うが、その他営業に必要なガス・水道等の供給は行わない。
10. 火気を使用する出店者は消火器を携帯又は設置しなければならない。
11. 出店者の責に帰する事由及び不可抗力により第三者に何らかの損害を与えた場合、出店者がその損害賠償の責を有し、実行委員会は一切の責任を負わない。
12. 実行委員会は、天候その他不可抗力の原因により中止することがあっても、これによって生じた出店者の損害（材料、燃料、運搬、レンタル、人件、補償費等）の補償については一切行わないものとする。
13. 交通規制に伴い、車両を使った荷物の搬入・搬出時間については、実行委員会の指定する時間内に行うこととし、配付した許可証を提示した車両のみ進入を認める。その際はスタッフ等の指示に従うこと。
14. 搬入・搬出等に係る許可証については、抽選会時に配付する。
15. 車両については、所定の場所以外の駐車及び会場周辺での路上駐車は厳禁とする。
16. 出店に伴い発生したゴミ等は、出店者がすべて持ち帰ること。清掃道具を各自用意し、営業時間終了後は清掃活動を行い、清潔な環境を保つこと。
17. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員又はその利益となる活動を行う者でないこと。
18. 20：30以降の販売は行わないこと。（時間厳守）
19. その他この要項に定めのない事項については、実行委員会の指示に従うこと。
20. 原則として出店料の返却はできません。
21. アルコールの提供を行わないこと。

---

## 誓約書

令和4年 月 日

大阿蘇火の山まつり実行委員会  
委員長 杉本素一様

申請者

住 所

氏 名

㊞

「大阿蘇火の山まつり」に出店する際は、出店要項及び遵守事項に従い、周辺住民・購買者及び他の出店者とのトラブルを起こさず、実行委員会の指示に従って営業いたします。

なお、出店要項及び遵守事項に違反した場合における、出店の即時中止や来年度以降の出店の制限又は取り消しの措置については速やかに従い、何ら異議を申し立てません。

また、暴力団等との関係を調査するため、出店責任者及び従業員等は、同誓約書等が関係機関に提供されることに同意します。